

診療報酬について

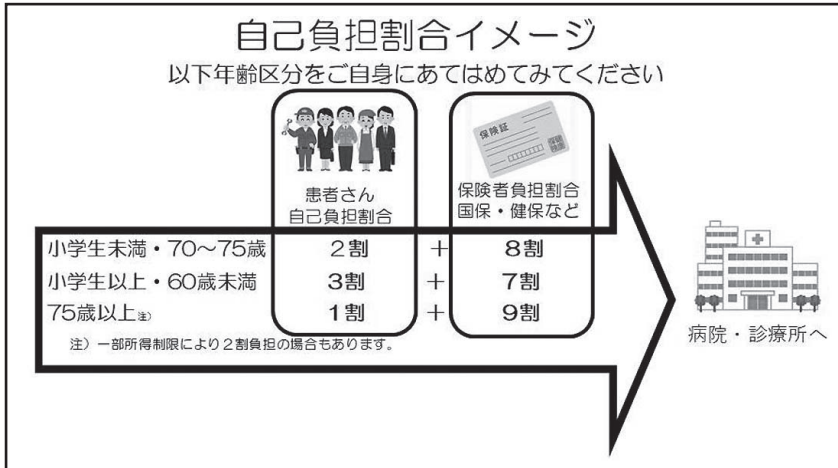
診療報酬とは

日本では全国民に加入が義務付けられている公的医療保険制度があるため、病气やけがなどの際に保険証を提示すれば、誰でも必要な医療行為（診察、治療、処方など）を受けることができます。

その対価として医療機関に支払われる費用が「診療報酬」です。診療報酬は、厚生労働大臣によって医療行為の項目ごとに「〇〇料」「△△点」というように細かく点数が定められており、その点数に基づいて医療費が計算されます（1点＝10円）。病院を受診された際に支払う医療費は保険証の提示により自己負担が軽減されるのですが、加入する健康保険の保険者が負担する部分とを合わせた「診療報酬」が病院を

運営するための資金となっています。費用負担については左の図をご覧ください。

診療報酬は医療の進歩や日本の経済状況などを踏まえて、通常2年に一度見直しが行われており、令和4年4月1日に診療報酬の見直し（診療報酬改定）が行われたところです。ご自身で負担する割合に変更はありません。



せんが、点数が変わっている項目があります。現在の医療を取り巻く環境の一つとして少子高齢化に伴う人口構造の変化があります。2025年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、社会全体における高齢者の割合がますます増加するとともに、社会の担い手となる現役世代の割合は急速に減少していくことが予測されます。このような中、国では医療費の増大を抑えるための議論が行われています。私たち一人ひとりができることは病気を早期に発見・治療することです。定期的に健診や人間ドックを受診し、体に異変を感じた際は早めに病院にかかるなど、日頃から健康への意識を高めていきましよう。

住民健診について

【申込み開始日】 6月1日（水）～

【申込み手順】

①申込書を記入する

申込書は広報ちづ5月号に折り込んでいます。

②智頭病院内の申し込み専用箱に投函する

専用箱は午前8時15分～午後5時の間に総合受付に設置します。

③日程を個人様宛に郵送する

不明な点があれば気軽に問合せください。

令和4年度 智頭病院住民健診の申し込みについて

健診センター

今年度も次の健診の申込みを受付します。

- ・特定健診・後期高齢者健診・胃がん
 - ・肺がん・大腸がん・乳がん・肝炎ウイルス
- 智頭病院健診センター専用の申込書を使用してください。

【問合せ先】智頭病院健診センター

☎ 75 - 3218

※受付時間：午後1時～5時まで

問合せ先

国民健康保険智頭病院

☎ 75 - 3211